

入院患者さまへの面会について（並木病院）

新型コロナウイルス感染症の院内発生を受け、並木病院における入院患者さまへの面会禁止を行っていましたが、感染が収束しましたので面会を再開します。但し、地域での感染状況や院内発生の状況により、再び面会制限を強化する可能性もありますのでご承知おきください（並木病院ホームページで周知しますが、不明な場合は直接並木病院まで電話にてご確認ください）。

尚、面会許可の要件を以下の通り設定致します。ワクチン接種者も含め、「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等の基本的な感染対策を徹底しながらの面会再開となりますので、御協力宜しくお願い申し上げます。

（面会基準）

1. 面会時間：平日 13 時～17 時まで。
2. 面会人数と年齢：2 名までとし、小学校以下は不許可、3 名以上は入れ替え制
3. 面会の回数：原則は 1 週間に 1 回のみ
4. 病棟滞在時間は原則 15 分以内
5. 面会希望者の健康状態は良好であること
（発熱、鼻汁、咽頭痛等の感染徴候ある方の面会は許可できません）
6. 新型コロナウイルス感染者との最近（過去 1 週間）の接触がないこと
7. 面会后 1 週間以内に新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は速やかに並木病院入院病棟に御連絡頂けることをお約束頂けること
8. 感染防止対策として以下を遵守すること
マスクの着用、アルコールによる手指消毒、病棟内での飲食は禁止（マスクを外さないこと）。可能な限り面会を受ける患者さまへのマスク着用
9. その他：病院側・主治医が特別に面会の必要性を認めた場合は、上記 1-8 を満たさなくても面会を許可する場合があります。

(面会の手順)

1. 面会基準の内容をご確認頂き遵守することをお約束下さい。約束できない場合は面会を許可できません。
2. 約束できる場合は正面入り口受付で面会の手続き（氏名・来訪日時・連絡先が必須）と面会チェック票を記入して下さい。
3. 面会チェック票を提示後「面会許可証」の交付を受けて下さい。
4. マスクは必ず隙間からの息漏れがないように装着して下さい。また、面会前後で必ず、アルコールによる手指消毒を行ってください。
5. 面会時には患者さまと一定の距離（できれば1m）を確保し、面会者の手指や飛沫等が患者の目、鼻、口に触れないように留意して下さい。
6. 面会時には可能な限り換気を行ってください。また、多床室の場合はカーテンを閉めて面会して下さい。可能な限り面会を受ける患者にもマスクの着用を要請して下さい。
7. 面会者は病棟内での大声での会話や飲食を控えて下さい。トイレは外来トイレをご使用下さい。
8. 面会時間 15 分以内を遵守して下さい。

令和5年9月20日

並木病院長

赤津拓彦